



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年10月17日(金) 号外(第1号)

■ 目次

ページ

条 例

○群馬県地域機関設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(総務課)	2
○群馬県県税条例等の一部を改正する条例(税務課)	2
○法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例(同)	3
○群馬県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(市町村課)	3
○群馬県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例(食品・生活衛生課)	4
○群馬県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (介護高齢課)	4
○群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(農業構造政策課)	5
○群馬県県営住宅設置条例の一部を改正する条例(住宅政策課)	5
○群馬県グローバル人材育成基金条例(高校教育課)	6
○群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部 を改正する条例(選挙管理委員会)	7
○群馬県警察官及び群馬県警察交通巡視員に対する支給品及び貸与品に関する条例の一部を改正する條 例(装備施設課)	7
○群馬県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(病院局経営戦略課)	8

■ 条例

群馬県地域機関設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和七年十月十七日

群馬県知事 山本一太

群馬県条例第五十五号

群馬県地域機関設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

群馬県地域機関設置条例の一部を改正する条例（令和七年群馬県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

群馬県地域機関設置条例の一部を改正する条例（令和七年群馬県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

この条例は、公布の日から施行する。

附則ただし書中「令和八年一月一日」を「令和八年四月一日」に改める。

附 則

群馬県県税条例（昭和二十五年群馬県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。
(群馬県県税条例の一部改正)

第一条 群馬県県税条例（昭和二十五年群馬県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第一項中「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に、「第二条第四項」を「第二条第五項」に、「下請事業者」を「中小受託事業者」に改める。

附則第二十九条の二第一項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。
(群馬県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 群馬県県税条例等の一部を改正する条例（令和七年群馬県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号を次のように改める。

三 第一条中群馬県県税条例附則第二十二条の五第一項の改正規定及び附則第四条第二項の規定 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中群馬県県税条例附則第十五条第一項の改正規定は、令和八年一月一日から施行する。

法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和七年十月十七日

群馬県知事 山本一太

群馬県条例第五十七号

法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例

法人の県民税の特例に関する条例（昭和五十一年群馬県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和八年四月三十日」を「令和十三年四月三十日」に改める。

第三条第二項中「第五十二条第二項第一号又は第三号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に掲げる日」を「第五十三条第一項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和七年十月十七日

群馬県知事 山本一太

群馬県条例第五十八号

群馬県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

群馬県住民基本台帳法施行条例（平成十四年群馬県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十一の項中「。以下この項において「法」という。」に基づく事務であつて、次に掲げる者」を「第三十条第一項又は第二項の規定による利用状況調査の対象となる農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（これらの者が法人である場合は、当該法人の商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項欄に記載のある者（以下「法人役員」という。）」に改め、同項イ及びロを削る。

別表第三中四の項を削り、五の項を四の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和七年十月十七日

群馬県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

群馬県条例第五十九号

群馬県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

部を次のように改正する。

第一条第五号中「第一条第七項」を「第一条第八項」に改める。

附則第三項の前の見出し及び同項から第七項までを削り、附則第八項を附則第三項

とし、同項に見出しつつして「（経過措置）」を付する。

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県条例第六十号

群馬県介護医療院の人の一部を改正する条例

群馬県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平

成三十年群馬県条例第十七号) の一部を次のように改正する。

第十八条第六号中「第一条第十七項」を「第二条第十八項」に改める。

附則

この条例は、令和七年十一月二十日から施行する。

1000

群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公表する。
令和七年十月十七日

群馬県知事 山本一太

群馬県条例第六十一号

群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例(昭和五十七年群馬県条例第四十
三号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「第八条第一項」を「第四条第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県県営住宅設置条例の一部を改正する条例をここに公表する。
令和七年十月十七日

群馬県知事 山本一太

群馬県条例第六十二号

群馬県県営住宅設置条例の一部を改正する条例

群馬県県営住宅設置条例(昭和三十九年群馬県条例第六十三号)の一部を次のよう
に改正する。

別表中	並木県営住宅
-----	--------

浜尻第一県営住宅

「
を

」

浜尻第一県営住宅

」

に改める。

に改める。

に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

群馬県グローバル人材育成基金条例をここに公布する。
令和七年十月十七日

群馬県知事 山本一太

群馬県条例第六十三号

群馬県グローバル人材育成基金条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の規定に基づき、群馬県グローバル人材育成基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 グローバル人材（国際的な視野を有し、未來の社会を担う人材をいう。）の育成に向けた高等学校等の生徒に対する海外への留学の支援その他の必要な支援を行うため、群馬県グローバル人材育成基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第三条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第七条 基金は、第一に規定する目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)
第八条 この条例に定めるもののほか、基金に關し必要な事項は、知事が定める。

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月十七日

群馬県知事 山本一太

群馬県条例第六十四号

群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成六年群馬県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第一号中「五百四十一円三十一銭」を「五百八十六円八十八銭」に改め、同項第二号中「二十七万六百五十五円と二十八円三十五銭」を「二十九万三千

四百四十円と三十円七十三銭」に改める。

第十三条第一号中「七円七十三銭」を「八円三十八銭」に改め、同条第二号中「三十八万六千五百円と五円十八銭」を「四十万九千円と五円六十二銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

群馬県警察官及び群馬県警察交通巡視員に対する支給品及び貸与品に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月十七日

群馬県知事 山本一太

群馬県条例第六十五号

群馬県警察官及び群馬県警察交通巡視員に対する支給品及び貸与品に関する条例の一部を改正する条例

群馬県警察官及び群馬県警察交通巡視員に対する支給品及び貸与品に関する条例（昭和二十九年群馬県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「又は夏服スカート」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和七年十月十七日

群馬県知事 山本一太

群馬県条例第六十六号

群馬県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

群馬県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年群馬県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第四セカンドオピニオン(他の病院又は診療所の診断及び治療方針について所見を述べることをいう。)に係る面談料の項中「一一、〇〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に医師による面談の申請をしている者の当該面談に係る料金の額については、なお従前の例による。

令和7年10月17日(金)

群馬県報

号外(第1号)

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

電話 027-223-1111
